

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	第3回 松阪市地域福祉計画策定委員会
2. 開 催 日 時	令和4年8月1日(月) 午後1時30分~午後3時00分
3. 開 催 場 所	松阪市健康センターはるる 3階健康増進室
4. 出席者氏名	(委 員)◎ 永田祐、橋川健祐、○山本勝之、中野孝是、平岡直人、三宅義則、飯田陽子、佐久間進、高瀬良弘、竹林文平、中西且弥、南野忠夫、濱田壽々子、岡田晴夫、安部敬男、山本尚則(◎会長 ○副会長) (事務局)榊原典子、前出和也、蒲原智之、大西学、山路智佳子、大滝和則、田中拓也、豊倉誠司 松阪市社会福祉協議会5名、委託業者1名
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	なし
7. 担 当	松阪市健康福祉部地域福祉課 TFL 0598-53-4086 FAX 0598-26-9113 e-mail fuk.div@city.matsusaka.mie.jp

協議事項

1. 委員長あいさつ
2. 議題
 - (1) 専門機関アンケート結果報告について 地域福祉計画 地域福祉活動計画
 - (2) 松阪市地域福祉(活動)計画 基本理念について 地域福祉計画 地域福祉活動計画
3. その他

第3回松阪市地域福祉(活動)計画策定委員会

令和4年8月1日(月)

13時30分～15時00分

場所：健康センターはるる 3階健康増進室

【開会】

事務局：定刻になりましたので、第3回松阪市地域福祉計画策定委員会を開催します。

議事に入るまで議事に入るまでの間、事務局で進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【会議の公開、傍聴者報告】

事務局：まず初めに、本日の会議は、審議会等会議の公開に関する指針及び運用方針3会議の基準に基づき、会議を公開するものとし、会議の状況を録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。

【委員の後任】

事務局：会議に先立ちまして令和4年度に入ってから初めての会議となります。委員の交代がありましたのでご報告させていただきます。相談支援包括化推進員として参加いただきました田中様が異動となったため、令和4年度より相談支援包括化推進員として対応いただいております中西様となりましたのでご報告させていただきます、ご挨拶よろしくお願いいたします。

委員：初めまして、私、松阪市社会福祉協議会福祉のまちづくり課に所属しておりますけれども、今は、市役所1階の健康福祉総務課の島の中で、多機関協働事業と、ひきこもり支援推進事業の、この二つを担当させていただいております。相談支援包括化推進員として、今年度、ちょっと不慣れではございますけれども、一生懸命やらせていただいております。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

【事務局の後任】

事務局：ありがとうございました。事務局の職員異動もありましたので、ご紹介をさせていただきたいと思えます。まず初めに健康福祉部福祉担当理事の榊原です。よろしくお願いいたします。

事務局：福祉事務所長の榊原でございます。この4月から担当させていただいておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。この第4期松阪市地域福祉計画策定につきましては、委員長永田先生をはじめ、たくさん委員の皆様には、大変お忙しい中これまでご尽力いただきまして誠にありがとうございます。改めて感謝を申し上げたいと思えます。この策定委員会をあと3回開催させていただきまして、計画の仕上げを練っていきたく考えております。

この計画の策定と並行しまして、私どもが進めております相談支援の取り組みを、もう年度変わってから始めさせていただいております。6月には引きこもり相談窓口、7月には福祉まるごと相談室を開設させていただきました。また、来月9月ですけれども、お亡くなりになったときに必要な事務手続きをサポートさせていただく、エンディングサポート相談窓口の開設も予定しております準備を進めているところでございます。

福祉の課題が複雑化しているというのは、もう本当にいろんなところでも言われておりますが、新型コ

コロナウイルス感染症の影響もあって、ますます大変な状況になっていると感じるところでございます。委員の皆様には引き続き計画策定にご協力を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：続きまして、私ですが、地域福祉課、課長の前出でございます。委員の皆様には、地域福祉活動計画策定に向けまして、非常にタイトな日程となり、今後、お世話になります、何卒よろしくお願いいたします。

また、今回、地域福祉計画策定におきまして、計画全体の精査、国の動向、他の自治体との取り組み等の紹介を、今回の計画への提案をいただいたりするため、専門業者にご協力いただくことになりましたので、ご紹介をさせていただきます。Next-i 株式会社名古屋支店の横尾様です。

事務局：Next-i 株式会社の横尾と申します。1年今後ともよろしくお願い申し上げます。

【配布資料の確認】

事務局：それでは資料のご確認をお願い致します。本日配付いたしました資料としましては、本日の事項書、席次表、資料1、第4期松阪市地域福祉活動計画に係る専門機関アンケートの結果について、資料2、第4期松阪市地域福祉活動計画、基本理念について、資料3、第4期松阪市地域福祉活動計画策定委員会スケジュールについて。以上が本日お配りさせていただきました資料でございます。もし資料が遺漏をしておりましたらお教えください。

【会議成立の報告】

事務局：それでは会議の成立についてご報告させていただきます。本日の委員会は、委員17名のうち、出席者16名で、規則第5条により成立していることをご報告させていただきます。それでは事項1委員長あいさつについて、委員長よりよろしくお願いいたします。

【委員長挨拶】

委員長：はい、皆さんこんにちは。今日は今年度1回目で、変更になられた委員の皆様がいらっしゃるということですので改めまして、同志社大学の永田でございます。委員長を拝命しておりますのでよろしくお願い致します。私、第1期から関わらせていただいておりますので、懐かしい皆さんであるとか、それから初めてお会いする皆さんもいらっしゃるわけですがけれども、松阪市の地域福祉計画を素晴らしいものにしていくために、皆様から貴重なご意見を頂戴し、また、適切な対話をしていくことで、素晴らしい計画を作っていければというふうに思っています。

また、ご存じのとおり、新型コロナウイルスが第7波ということで、また猛威を振るっておりますけれども、一方で社会的孤立の問題であるとか、高齢者の方のフレイルであるとか様々な社会の問題というのが顕在化をしております。

地域福祉計画はこういった皆さんの課題をしっかりと受けとめて、そしてまた地域の中で繋がりを作っていく取り組みを、松阪市の中でどのように進めていくかということを決めていく大変重要な計画でございます。先ほど申し上げましたように皆様方からの様々なご意見を頂戴して、活発な検討を重ねることで、松阪市の将来のこれから5年間ですね、ビジョンを作っていきたいというふうに思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。簡単ではございますけれども、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【議題1 専門機関アンケート結果報告について】

事務局：ありがとうございます。これより第1の議題に入らせていただきます。議事進行につきまして、規則第5条により、永田委員長に議長をお願いし、会議を進めてまいりたいと存じます。永田委員長よろしくお願いたします。

委員長：改めまして以降の進行を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。委員の皆様のご協力よろしくお願申し上げます。それでは議題の(1)専門機関アンケートの結果の報告について、協議をいただきたいと思ひます。まずは事務局の方からご説明をいただき皆様からご意見を頂戴したいと思ひます。それではご説明の方よろしくお願いたします。

《事務局説明》

委員長：はい、ありがとうございました。前回に、委員の皆様から支援する専門機関の現状とか、専門機関が感じている課題についてもしっかりする必要があるのでないか、というお声をいただきまして、事務局の方でこういった形で、例えば地域包括支援センターであるとか、そういった普段から、いろんな市民の皆さんの相談を受けている機関のアンケート質問をしていただいたということになります。結構具体的な対応していただひいて、皆さんに見ていただくと、なるほどこういうことで困ってるんだなとか、そういったことわかっていただけるのではないかとひうに思ひます。

一番最後のA3の紙は(字が細かくて)ちょっと見えないですね。なので、これは事務局の方も1個1個見ていただきたいというよりは、こういう風にちょっといくつか重なっている課題があつてそこからことを導き出してひうということだと思ひますので、大変恐縮ですけれども、家に帰っていただひいて、ちょっと虫眼鏡で、見ていただければいいかなという風に思ひます。

そのため、主には、このA3のをまとめてある資料をご覧になっていただければひうに思ひます。それではご協議いただひうと思ひます。ご意見ご質問ございますでしょうか？

委員：過去2回、遠隔での参加だったのですが、本日こういう形で会議場に來させていただきます。ちょっと間が空きましたので、前回の議事録、ざっと目を通してきたのですけれども、オンラインで画面上だったので十分には聞き取りにくかったところはあつたのですが、民生委員の方とか、住民自治協議会の方のかと思ひますけれども、「地域で困りごと多くなっているという指摘で、支援機関には繋がるが、その後どうなっているのか」とひう話や、「ケアが必要なケースは、おそらく精神疾患、精神障害系の方のケースだと思ひますのですが、そういった中で、果たして専門職で受け止められるのか、専門職で受け止めたとしても、果たして対応しきれられるのかどうか」みたいなお話があつた中で、「専門職の方々もおそらく課題を抱えておられるというところからのご意見かなと思ひます」とひうことを私の方から申し上げさせていただひいたかなと思ひます。本当にこの短期間の中に、これだけの方々からのご意見をヒアリングされてですね、非常に現状がよく見えてきたというひうに感じます。先ほどと重なる部分あるかなと思ひますのですが、総じて、「こういった機関に繋いでいます」「既に連携してます」「連携しないケースはないんだ」とひうコメントなども見受けられました。一方でやっぱりちょっと対応しきれないようなケースも見受けられるとか、支援が途切れてしまったとひうようなシーンなんかもあつたりだとか、受け付けられる所がどこかわからない、窓口が増えてしまつても、それはそれで困つてしまひうのではないかとひうようなご意見があつたかと思ひますのですけれども、困難さを生んでいるところが何なのかというところを、今日実際にそのアンケートお答えになられている方もおそらくいらっしゃるかなと思ひて、あともう少し深掘りできると嬉しいのかなと。お時間都合があればですけれども、ひうのは、制度上支援するための制度がないサービスがないから、困難なのだろうか、はたまた拝見して

いると、業務量が多くてとか、相談件数が多くて、人員が足りないから困難なのか、こういう話とあとやっぱり専門職の方がおそらく知識がないとか、経験の方がまだまだ浅いからとか、困難と一括りに言っても、入り混じってるように見受けました。ちょっとその辺り実際にですね、ご回答された方々も、他でお聞きになられてる部分も含めて何かご意見を伺えると、もう少し掘り下げられるのかなというふうに思いました。

委員長：はい。ありがとうございます。そういうことで申し上げますと、例えば包括(=地域包括支援センター)の方から来ていただけてますけれども、このアンケートを見ていただいて、今おっしゃっていただいたような点とか、また、これ見ていただいて感じている点とか、もしあればご説明いただければと思います。が、いかがでしょうか？

委員：包括(=地域包括支援センター)ですよろしくお願ひいたします。このアンケートを見させていただいて、私どもは、やはり(アンケート項目の)2番の「専門外の課題に気づくことがありますか」これが大きいです。例えば、私達のところへは基本的に高齢者の相談窓口ということで、高齢者の介護とか高齢者の生活スタイルについて相談があるんですが、実際にお家の中に入れていただくと、困窮であったり、障害であったりとか、いろんな問題が出てきまして、それに気づいて繋げていくという形になるのですが、実際に関わる一番初めが私どもですので、どうしてもご利用者様とかは、こちらの方に全て委ねて見えるところがあって、相談窓口を繋げても、結局相談に来るのは私どもに来るという形で、(アンケート項目の)1番の「現状に係る意見」のところ、束ねてくれるところが、やっぱり地域包括になってしまうところがあって、なかなか私達のところから離れていかない。そこはちょっと気になるところで、最初に関わって他の窓口にも繋げても、結局ずっとお世話させていただいてるというような現状です。それが一番気になりました。

委員長：はい、ありがとうございます。やはり、その世帯や家族の方からしてみると、最初に相談を受けていただいたところにいろいろ頼りがちになるのですけれども、とはいえ、そこを多機関で協働していくときに、しっかり束ねていくいただくところできてきて、完全に渡してしまうんじゃないにしても、やり方は割としっかりできるようになってくると本当はいいんじゃないかなというふうに思いました。はい、ありがとうございます。今回、委員に変わられてすぐですが、これ見ていただいて何か感想とか、あとは先ほどの委員のコメントなんかも踏まえて、何かご意見あればお願いしたいと思います。

委員：人員が足りないのか、制度の問題・狭間の問題なのか、ですとか、あるいはもう一つ、職員が交代したばかりで、知識の問題とかという・・・。

委員：経験のところ、再犯の話とか、これまで対応したことがないとか、おそらくその辺りで職員として困難を感じる場面があるわけですが、ちょっと混在してるんじゃないかなと。

委員：はい。ご指摘の通りでございます。実は私も混在しているものだろうとは思っています。様々な、それぞれのご意見ですので、どこそこのご意見がどうかというようなことなかなか申し上げにくいわけですが、まず知識不足というか、所属機関の専門職と言えるものが、専門外の知識を持ち合わせていないですとか、あるいは専門職で持ち合わせているべきその知識や経験もそういった事情があって浅い方も実際にはお見えになるかと思っておりますけれども、この特に問1、2のあたりですと、専門外の課題についてというふうな設問ですので、やはり自身の専門知識以外のところのものを一度受け止めてはみる

ものの、それをどう解決に向かわせるかというふうなところが非常に困難を抱えてらっしゃるんだろうなと思います。

例えば、今ご発言ありましたように、まず包括支援センターで受け止めていらっしゃるわけです。地域包括ケアシステムが元々おありですので非常に優れた皆様で、どうにか解決に向かってということで一生懸命されるわけですが、スピード感を求められる場合には、つい先にやっていただいているというふうなケースも中にはあろうかなというふうにも思いますし、ちょっと話がそれてしまいましたが、制度のはざまの問題も一つはあるのかなというふうにも思います。といいますのは、例えば障害のケースで考えてみますと、障害であるという、ご自身の認識が不足しておられたりとかですね、あるいは制度上、手帳を持ち合わせていないですとか、いわゆるグレーな方が、自覚のなさ等から支援を拒否される方も中にはいらっしゃいますので、そういった方につきましても制度のはざまの問題は、このアンケートの回答の中にもちらほら隠れておったような気はいたします。

やはりそういった受け止めきれない方々への支援を差し伸べる場合はですね、今回のこの重層(=重層的支援体制整備事業)の中にもしっかりと文言が入っていますが、どうしてもこの伴走的に支援をするのには随分時間を要することだろうと思います。ですので、そういう意味におきましては、人員が不足している、時間が不足しているというようなことも併せてですね、言える問題だろうなあとというふうにも思います。

ましてや専門外の部分を包括さんが受け止めてしまった場合に、伴走も同時に行わなければならなかった、これまでは、そういったことを今後、手分けしてやっていこうというようなのが解決策のヒントかなというふうにも思っております。以上です。

委員長：はい、ありがとうございます。いろんな要因があって、行動支援が、複合課題の場合は難しくなっているということをご指摘いただいかなと思うのですが、いかがでしょうか？他の皆さんからもこの結果と、それから今後進めていく体制についてのご意見ございますでしょうか？

委員：一生懸命に頑張っている数字が出ていますけど、やはりですね、それは専門外の相談を受けることが多いとか、そういう専門外、自分の専門を超えているという回答の内容が多いということはこの担当者の方が、相当すごい苦勞しているというか、勉強されつつ対応されていることかと思えます。このアンケートの回答の「はい」と「いいえ」が入れ替わってるぐらいだったら、皆さん、スムーズに運営できるんだと思うのですが、ほとんどの機関で、専門外の相談があるということなので、それをどこでどうしたらいいかっていうことが、それがまた仕事内容になっているようなことが見えますので、できたら「こういうことはここが受けているよ」とか、そういうことを、こういう問題があったら、自分らで解決したが、これはちょっと専門外だなということは、「ここに行けば、一応解決完結までいけるよ」というような機関をもうちょっと整理してもらって皆さん把握してもらったら、そういう問題を受け止めた人のご苦勞が減るんじゃないかなと思いますので、その辺また、これは制度の問題だと思いますけど、受け入れや十分な解決策に向けたところもちょっとこれから先に協議して作ってもらえるかどうかだと思います。

委員長：はい、貴重なご意見ありがとうございます。まさに今おっしゃっていただいたようなところを、今回ですね、福祉まるごと相談という形で重層的支援体制整備事業という事業を使いながら作っていかうという計画かなというふうにも思いますので、また後ほどどういう仕組みを作っていかうとされているのかというのは、ご説明をいただければと思います。

が整理していただいたように、制度がない場合というのももちろんありますので、そういった場合に

は、先ほどちらっとご挨拶の中にもありましたけれども、制度がなくて対応できないところについては、例えば死後の対応とかですね、身寄りのない方がどうすれば良いかというのも結構多いんですけど、そういうものについてはまたこの計画の中で必要な仕組みを作っていくというようなことも考えていかないといけないと思いますし、また職員の方の経験がないとか、人が足りないみたいな問題もあるでしょうし、また連携の不足みたいなことでは、ただ丸投げするだけする連携じゃなくてやっぱり協力していくような連携をどうやって作っていくのかっていうのも重要な課題かなというふうに思いました。そういうことを、改めてこの計画の中でどんなふうに作っていくのか、この後で少しですね皆さんと考えてまいりたいと思います。他いかがでしょうか？専門機関のアンケートの結果について、よろしいでしょうか？

【議題2 第4期松阪市地域福祉(活動)計画 基本理念について】

委員長：このアンケートの結果も踏まえて、次の、議題(2)の基本理念についてご確認をしていただきたいというふうに思います。それでは議題(2)ですね、松阪市地域福祉計画(活動)計画の基本理念についてご協議をいただければと思います。それではまず事務局の方からご説明をお願いいたします。

《事務局説明》

委員長：はい、ありがとうございます。ちょっと内容は多岐にわたりますので、1回確認しておきたいと思いますが、この冊子ですね、案のようなものができております。今回、皆さんにお示ししているのは基本理念についてというふうに書いてございますので、まず目次を見ていただきますと、策定に当たって、それから評価と課題、基本理念の体系というのがございますね。ここまでできているという意味ですよ。この後具体的にどういうことをやっていくかっていうのは、今後議論していくということで、策定にあたってと、それからこれまでの評価とそれから基本理念と体系までは今回皆さんにお示しができているということです。ですので、今日これについて合意をしていただきましたら、これに沿ってですね、今後具体的に何をやっていくかっていうことをまた考えていくと、また皆様にお諮りをするということになればと思います。そのため、43ページのところをご覧になっていただきまして、基本理念と、それから基本目標をこういう三つの形でご提案をしているということです。こういったことについて今日皆さんからご意見をいただいてですね、ご承認をいただいて、先に進んでいきたいということです。この後の時間で皆様からご意見を頂戴できればというふうに思います。それでは基本理念を中心にしながら、今ご説明があった全体についてですね、ご意見があればお受けしたいと思います。いかがでしょうか？よろしいですか。はい。委員お願いいたします。

委員：この基本理念・基本目標をそれぞれ定められておまして、ここを見させていただき、住民自治協議会が43の地区で発足しましてですね、1年経過しました。そういう中で、この文章の中にも、43地区の住民自治協議会は、それぞれやはり地域特性を持ち、それぞれ地域ごとの地域福祉計画を定めておるかと思えます。そういうことで、住民自治協議会の活動の中でですね、やはり行政と社会福祉協議会とやっぱり協働しながら、この地域を福祉の面で支えていくのは非常にこれから大事なことでありますし、そういうことから、今回のこの基本理念の、「地域の絆と支援の輪で、いきいきと自分らしく暮らせるまち松阪」大賛成なのですが、そこで、地域のことを考えてみますと、先ほどご説明いただいたのですが、専門職の考え方も皆さん方のアンケート調査にもあるんですけども、さあ支援となったときに、この人を介護の面とか、医療の面でどう繋げていくかというときに、本人の意思確認ができてないのが非常に多いですね。それぞれ地域で、そこの世帯の状況というのはよくわかっておりますし、応援でき

るかなという気持ちを皆さん持っていただいております。そこで民生委員さんなり、ケアマネさんも介護の面でいろいろあったと思いますし、相談員さんも入ってもらうところがあります。

しかし、さあ支援となったときに、認知症などで高齢者だけの世帯とか、一人暮らしになったときに、自分をどうして欲しいという意味確認ができないことが、やはりありまして、そういうことですぐにその支援に繋がっていかないという問題がやはりあるかと思えますし、このアンケート結果からもそんなことが書かれております。これではやはり大変かなという思いを私ももっております。きちんとその世帯ごとに将来どういう支援に繋がっていくかっていう、本人の意思確認的なことをうまくできていければ、良い支援に繋がっていくのではなかろうかなと思っております。そういうことで今回の計画で、包括ケア会議の中でちょっと議論をされていましたが、松阪の場合、令和2年から「もめんノート」ですか、ノートを発行されてそれぞれ利用していこうということで取り組まれて、(令和)2年3年とそれぞれ配布されたというのがありますけど、そういうのも一つ利用して、「もめんノート」を、本人が書けるときにでも書いて、個人情報保護の問題が難しいかもしれませんが、「もめんノート」の活用などを考えていくようにできれば、地域の人も本当に支援しやすいかなと思えます。

委員長：はい、前向きなご意見いただきましてありがとうございます。松阪版のエンディングノートみたいなものがあるのですか。それについては何地域福祉計画の中で、ちょっと書いていくような余地っていうのはありそうでしょうか？今、ご質問もありましたけどいかがですか。

事務局：はい。「もめんノート」という取組をしております、結構皆さんの活用いただいて、それぞれ自分がもしもの場合、どこに何があるかを記録して、それぞれの方が見ていただいて、その際対応していただくという流れで、今回、私共の地域福祉課において、エンディングサポート事業ということで、ある程度行政書士さんとか、司法書士さんで、死後についての相談を窓口を設置しますので、「もめんノート」の延長線上ということで、今後させていただきたいと思えます。

委員長：はい、ありがとうございます。ご発言あったところ計画の中でもしっかりと位置付けていくということで、どうぞよろしく願いいたします。こんなふうにご提案をいただきますと、次のステップで何を入れていくかというときも参考にさせていただけるかなと思えますので、ぜひご意見いただければと思います。医師会長、お忙しい中で参加していただいておりますが、もし全体を通してご意見、ございましたら、ぜひお伝えいただければと思います。

委員：先ほどからご意見を聞いていまして、僕らの分野でも例えていけば、患者さんが総合病院へ行ったときに、自分の体に障害がいくつかあると、色々な科に行く。それは本人の判断で行かなくてはならない訳ですけども、ご自分でご判断ができる方は、それぞれの窓口へ行けるわけですけども、やはりどんな科に行ってもいいのかわからない。大きな総合病院に行っても結局たらい回しになっている。というようなことが(福祉の現場でも)あるのだということが、よくわかりました。そういう意味で言えば、福祉まるごと相談室のお話いただきましたけども、マネージャーですかね、そういう人が1人いるとですね、その人を案内できる。(高齢者分野では)包括(=地域包括支援センター)がそういう役割を担うんだなというようなふう聞こえたんですけども、ぜひ福祉まるごと相談室など、そういった全体を見渡したようなところが、それぞれ専門のところがあるわけですから、それをうまく繋げるようなやり方をしてもらいたいかなと思えました。

それから先ほど「もめんノート」の話を中野さんからいただきましたけども、我々の方もその作成に関わっております、やはりエンディングノートということでご紹介しましたが、普段の自分の病

状であったり、あるいは終末といった状況になったときに、その方が本来もっている意志を、お元気な間にいろいろ確かめさせてもらおうと。昨今のACP (Advance Care Planning) ということが使われていますけれども、その中にはですね、そういった人生会議ということがまだまだちょっと親しみが足りなくて、そういったことを啓発していくことによって、将来にどう備えたらいいのかっていうことを家族がいるかないかも含めて、プランを練っておくと、いざというときに役に立つのではないかと、いろんな経済的なことであつたりとか、そういったことが全部ノートにまとめてありますので、そういうものがいろいろ活用してもらえるといいことかなと思います。以上です。

委員長：はい、先生お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。日本では縁起でもないという言葉があるように、なかなかそういうことっていうのを事前に話し合っているのが、はばかれるような文化があるのかなと思うのですが、せっかくそういうノートを、市の方で作っていただいているとのことですので、地域でそういう取り組みなども何かできるといいのかなと思って聞かせていただきました。日本ではアドバンスケアプランニングという、人生会議というものを普及させていこうと今、厚生労働省でも進めていますので、ぜひ地域の中でそういったことを進めていけるような、何か計画の中で位置づけていただけるといいのかなというふうに思いました。後、福祉の専門機関の例をですね、病院に行ったときの例で示していただいて大変わかりやすかったですけれども、やはりそういったことを調整していけるような役割は必要だなということでそれを中西委員がこれからみていただくということで、計画の中でもやっぱりそのことをしっかりと位置付けていくことが重要なのかなというふうに思いましたありがとうございます。はい他にいかがでしょうか？

委員：専門機関のアンケートを見させてもらって、第1から第5までの包括支援センターがずっと書いてあつて、役所関係の経過、振興局の回答があつて、専門外の相談を受けることが多いというふうな数字が出ておりますけれども、そういった相談を受けられて、自分のところで解決できずにこちらの方を送ってくるのだと。例えばこの包括支援センターも、担当とそうでないのとか、いろいろあるのだけれども、その流というのが、最終的にこれからは地域にやってもらってという話もあつて、僕は包括支援センターとも協力し合っているのわかるのですが、現状を、細かい話はいいいので、こういう流れっていうことの現状をお話いただけますか。これからやっぱりそれで、地域でやっていかないといけないという場合、専門的になってくるともう、いざ自分がどこまで、あるいは民生委員さんに、どこまでどういうふうに解決していったらいいのかという、そういった問題になってくると思います。

委員長：そうしましたら、よろしければ、地域の皆さんと協力しながら、多機関で支援していったような、そんな簡単な流れをちょっとご紹介いただいてもよろしいですか。

委員：はい、ありがとうございます。現状ですね、地域の方から私の多機関協働事業の方に直接的にご一報いただいたことというのは、すいません、今ちょっと頭にはないのですが、地域と申しまして、先ほど申しましたような、包括支援センターさんがですね、これまで活躍をされてきておりましたし、これからもそうではあるんですけども、今この新しく重層的な支援体制を整備する上でですね、高齢分野ですと、やはり包括支援センターさんがまず受け止めをしていただくところでございます。地域の方々の発見から包括支援センターに「こういうふうなことがあるんだけどどうしましょう」というふうなことを相談しに行っていただくという体制はこれまでと同様かと思えます。あるいは生活困窮の分野ですと生活相談支援センターが、そのまず受けとめるっていうふうな役割をこれからも担っていただくし、障害ですと、マーベルさんですとか、障がい福祉課さんがそういったことになっていただく、障害分野はそ

ういうふうは今位置づけられております。子どもさんのことに関して言うと、一旦ですね、こちらとか、あるいは嬉野保健センターさんなんか、そういった役割を担う。今申し上げましたようにこの4分野それぞれにおける包括的相談支援事業者というのですけれども、まず一旦話を受け止めていただくところがそういったところがございます。ですが、これまでもそうだったように、包括支援センターさんが高齢の方だけの問題をキャッチするわけじゃないですよ。世帯として捉えた場合、あるいは個人の1人だとしても、いろんな分野が重なっていたり、複雑化、複合的なみたいなこと最近よく言われるんですけれども、そういった困難なケースになっていることが、多々あるんだなあというふうに思っていますので、そういった場合に、既存の包括的相談支援事業者で、なかなかですね、支援が出口が見えないとか、支援がうまく進んでいかないとかいうふうなことになりますと、多機関協働事業の方へ最終的に相談いただくというふうな形が流れでございます。前段長くなったんですけれども、そういった仕組みを作っていくとするのが、この重層的支援体制なのですが、現状、この4月からでよろしいですか。4月からですと数件、詳しいことは述べませんが、数件というふうに申します、数件そういった私どもで対応させていただかないといけない案件かなということで、今動かさせていただいておるんですけれども、共有の会議の場に、世帯の方のご親戚に当たる方が同席していただいたようなことが一度ありました。本当に民生委員さんですとか、普段地域を本当に一生懸命見ていただいております。そういった方々が今、多機関協働事業における包括化推進会議と言われる、いわゆるケース会議なのですが、そういった中に地域の方が入っていただいているという具体的な案件は、今のところちょっとないかなというふうに思うのですけれども。ちょっと私の答えはこのような感じでよろしかったですか。

委員長：はい、ありがとうございます。ただ会議をしていって、ある程度落ち着いてくれば、当然またその地域で暮らされているわけですので、地域の皆さんからいろいろご支援していただいて、だから発見していただく入り口の部分は、地域の皆さんでしょうし、そして専門職の支援が落ち着いてきたらやっぱり地域の皆さんと、一緒に支えていくことになるかと思っておりますのでそんなふうなイメージで捉えていただければと思います。あの、ご質問いただいた趣旨とは今の(回答)でよろしかったですか。

委員：ありがとうございます。

委員：安部といいます。今日松阪市の広報をいただいたのですが、ちょっとわからないので教えていただきたいのですが、福祉の相談室を開設し嬉野の振興、飯高振興、鎌中地域交流センター、これとの関連があるのでしょうか？

事務局：はい、失礼いたします。福祉まるごと相談室の件ということで健康福祉総務課の方で、お話をさせていただきますと、今月の広報の中で、嬉野・飯高・鎌中の方で7月7日に福祉まるごと相談室を開設したという記事を掲載させていただいております。これは何かといいますと、この重層的支援体制整備事業の包括的相談支援の一つであるんですけれども、身近な地域に健康福祉の相談窓口を作っていくという松阪市の今後の方針となります。今年度につきましては3ヶ所ということで、設置をさせていただきますと、今後、市内全域に設置をしていきたいというものでございます。地域の困り事、健康福祉の困りごとを、専門職の方で、受け付けさせていただいて対応していくというようなものでございまして、医療職と福祉職と市の職員、この3職種を一つのチームとしても対応していくと、というものでございます。よろしいでしょうか？

委員：これの位置づけは今の重層的支援体制整備事業の中に入るのでしょうか。何と言いますか、その一部な

のかという、構造的なところについて。

事務局：重層的支援体制整備事業というのは相談支援であるとか、参加支援とか、いろいろあるのですが、福祉まるごと相談室については、基本的には相談支援になるのですが、そこだけではなくて、参加支援、地域作り事業、アウトリーチ事業とかそういったものを含めた中で対応していくということになりますので、重層的支援体制の一部ということになるかと思います。

委員長：今ご説明はちょっと難しかったかなと思うのですが、一部ということで今後そういう形でいろんな地域の中に、総合的にいろんな相談をしっかりと受け止める窓口を作っていこう、ということでこの計画の中でまさに具体的に定めていくことになるかなと思います。一部というふうに理解していただいたら間違いないかと思います。

委員：計画の中にある、と。

委員長：そうですね。モデル地区ということですから、そのような理解でいいのですよね。実際広がるかどうかわかりませんが、モデル地区ということなのでそういう意気込みだというふうに理解してよろしいですか。（事務局：頷く）はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか？
他はいかがでしょうか？

委員：前回の委員会でも、民生委員の現状というのを少しご紹介させていただいたのですが、今回の政策体系図という形の中で示していただいたという中でなんですが、実はこれまで長きにわたって地域で高齢者なり、障害のある方々、子どもたちの見守り活動を通じて、地域で支えるというか、言うなればお友達的なフレンドリーな形の中での、その問題解決への道の橋渡し役という形でしてきたかなというように思います。その中で、それぞれの民生委員が、あるいは児童委員が、この方の相談をどこへ持っていくかということ是非常に悩ましく、だんだん複雑化していますので、例えば、引きこもりという形の中で関わっていく中では、やっぱり精神科の先生もいるのかなとか、あるいは、家族の人も一緒に入れようかとか、逆（＝家族は入れない）だとかいろんな判断を誰かに求めたいという形の中で、私も花岡地区として地区全体の中から相談を受けることがありますけども、多くは専門機関行けど、自分で判断するなどという形で、言っております。ただ悲しいかな、民生委員のなり手が、担い手が段々減ってきていますので、かなり苦しい状態まで落ちているという地区もあったり、中には全然わからないけど名前だけという人もいるし、本当に社会資源として、社会資源化と言っていいのかな。民生委員という名前じゃなくて、本当の民生委員を作らなきゃいけないのかなというのがあるのがあって、実はちょっと時期的に申し上げて、これが参考になるかどうかなのですけども、実は花岡の方では、3年前ぐらいから少しずつ専門の方に来てもらっているいろんな情報をいただくという場を作っています。月1回程度です。例えば、弁護士さんをお呼びしていただいて、相続権のお話とか、それから今度8月には栄養管理に関して、一人暮らしですとどうしても栄養が偏ったりするということを助言するじゃないですけど、そういう知識を持って接すると、ちょっと待てよという気づきができます。専門機関に繋ぐという役割の中で、そういう専門的な知識でまでいなくても、ある程度の知識という形で、例えば、司法書士さんに来てもらったときには亡くなってからの財産に関することも勉強会したという経緯があります。何が言いたいといいますと、やはり地域の計画の中でのウエイトは確かに相談支援体制が確立すれば、それだけで十分ではないのですが、結構良くなっているのではないかなという予測は持っていますが、やはり従来から地域の福祉の方はやはり民生委員だ、という話もあります。やはり民生児童委員という関係で、花

岡が今取り組んでいる一つの例ですけど、資源化するという、言葉をこれは今作ったのですが、資源化するという意味で、地域が、より身近に「そういう人がいるんだ」、「何でも話ができるんだ」というのを作っていくという形で行っておりますので、これが参考になるかどうかはわかりませんが、その重層的相談支援体制の部分の一角に、多分整合してくるだろうというのを重々わかっているのですが、少しでも知識を得る中で、ちょっと知っているという体制をしていると非常によくなるかなと思います。そういう人作りという部分も、今回の計画の中で一歩進んだ仕組みの中で、入れていただいたら、もう少し味のあるものができるかなと、思います。

過去に民生委員が高齢者のケースを扱っていく中で、「あまりにもたくさんの薬を飲んだために、主治医さんと大喧嘩した」という話を聞いたことがあるのですが、これは病院の先生には申し訳ないのですが、それはそれなりにお薬が必要だから出しているんだ、ということ、民生委員の方が間違っているかもしれないし、あるいは本人がきちんと言わなかったのかもしれないし、全然それはわからないですけど、そういう問題もなきにしもあらずと思っています。

やはりそういう高齢者ばかり目をつけたがるのですが、実は予備軍がどんどん取るわけですから、私も予備軍ですし、ですのでそう考えていくと、そういう人たちも含めて、見られるのは民生委員かっていう話もあるんですが、その辺のこともちょっとお含みおき願えたらなというふうに思っております。まとまらない話です。よろしいですか。

委員長：はい、ありがとうございます。先ほどの岡田委員の話と合わせて、やはりきちんと、民生委員さんのところ、地域の皆さんのところからフローでしっかりと示していくような形で相談支援の体制を、この後ですけれども描いていただければというふうに思います。

今日コロナ禍ということもあります。時間の制約もあって申し訳ないのですが、本来でしたら全員の方にご意見を頂戴したいのですが、ちょっと時間の関係もありますので最後にどうしてもという方がもしいらっしゃいましたら、ご意見を伺いたいと思いますがいかがでしょうか？

委員：すいませんです。先ほど高齢分野における、ご自身で判断できるかできないか、そういった方を、正しい道にエスコートしていただけるような、コンシェルジュですとか、マネージャーとかのお話が先ほどあったかなと思いますけれども、高齢分野におけるそういった方は非常に大切だなと思います。また、委員がおっしゃった民生委員さんがそういった基本的な知識をお持ちいただくというふうなことも、すごくありがたいですし、この地域の体制作りには欠かせないことなんだろうなと思いますけれども、障害分野における、例えばひきこもりの事例などはまさにです。なかなか判断難しいところもありましょうし、ゴミ屋敷問題も含めて、かなり難しい問題になってくるのだらうなと思いますので、そういった方々のお会いすることを何度も何度も重ねるアウトリーチ機能といいたいでしょうか、そういった非常に時間がかかることをですね、皆ができるようになればいいのにな、あるいはどこかが専門的に担っていただければいいなというふうなことは、今回のアンケート、そしてまたこの多機関協働事業を少し受け持つ中でですね、そういったことを日々感じておる次第でございます。

委員長：ありがとうございます。そういう感想をどういうふうに位置づけるかが、この計画で多分重要な柱になってくるのかなと思いますので、今のお話は、予告編みたいな感じで実際、次の会議のときにちょっと皆さんでまたどういうふうな体制にするのか、多分なのですが、何か一つのところに全部押し付けて、その人にやらしてもらおうとするとうまくいかないと思います、皆さんでちょっとずつやっばり知恵を出して支え合っていくような仕組みじゃないと、何かそういうスーパーな人がいて、何か困った時に全部お願いすればいいっていう話ではないのかなと思います。

実際の仕組み作りっていうところで、今のような皆さんの議論を少し含んでいただいて、検討していただきたいと思います。

基本理念内容について、他いかがでしょうか？ すいませんちょっと今日、ご意見をいただけなかった委員の皆さん大変申し訳ないんですけども、ただいまですね、ご議論いただく中で特に「地域の絆と支援の輪で、いきいきと自分らしく暮らせるまち松阪」という基本理念については、大変よいではないかというふうにご意見いただきましたけれども、そういった基本理念で進めさせていただくということは、ご了解いただけますでしょうか？

(委員同意)

はい。ありがとうございます。また三つの基本目標ですね、これを柱として、今後今、皆さんからいただいたようなことを踏まえてですね、具体的な計画の中身を考えていただきたいというふうに思っています。それではですね用意させていただいた議題については以上というふうになります。

本日の審議は、専門機関の状況を皆さんにご確認をいただき、それぞれが求めていることを知っていただくという中で、第4期計画の基本理念について合意をしていただきました。次回は第4期計画において実際に取り組んでいくことを、今日皆さんがご議論していただいたことを進めてまいりたいと思います。他にないようでしたら、協議を終えたいと思います。事務局にお返しさせていただきます。

【事項3 その他】

事務局：永田委員長ありがとうございます。それでは事項3その他についてでございますが、事務局より地域福祉計画策定委員会のスケジュールをご提案させていただきます。配布させていただきました、第4期松阪市地域福祉計画策定スケジュールについてを見ていただきたいと思います。第1回の策定委員会におきまして、第4期策定スケジュールについてご説明させていただいて進めさせてまいりましたが、本日の第3回は8月1日となりまして、また第4回を、10月の6日で開催させていただきたいのと、第5回を12月から1月とさせていただきます。今までと今後の日程を反映させていただきたいとお願いいたします。この日程についてよろしいでしょうか？

(委員：異議なし)

はい。それはこのスケジュールの方で、進めさせていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。次回の会議の開催でございますが、令和4年10月6日開催で進めていきたいと思っております。委員の皆様には、改めましてご案内させていただきますのでよろしくお願いいたします。本日は、長時間にわたりましてご協議ありがとうございました。では、これをもちまして、令和4年度第3回地域福祉活動計画策定委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。